

都市計画決定

2024年11月13日更新

近年の都市計画決定（変更）の告示等について

現在、以下の都市計画決定（変更）案件について告示されています。
※静岡県決定（変更）案件を含みます。

令和6年度

令和6年11月13日

[市告第 302号 都市計画第一種市街地再開発事業の決定 \(PDF : 5,979KB\)](#)

[市告第 303号 都市計画地区計画の決定 \(PDF : 6,025KB\)](#)

令和5年度

令和6年2月6日

[市告第 12号 都市計画用途地域の変更 \(PDF : 7,511KB\)](#)

[市告第 13号 都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更 \(PDF : 13,335KB\)](#)

令和4年度

令和5年1月31日

[市告第 12号 都市計画道路の変更（蛇松線） \(PDF : 9,239KB\)](#)

[市告第 13号 都市計画用途地域の変更 \(PDF : 5,212KB\)](#)

[市告第 14号 都市計画土地区画整理事業の変更（千本地区土地区画整理事業） \(PDF : 1,722KB\)](#)

[県告第 62号 都市計画道路の変更（西条千本線） \(PDF : 2,227KB\)](#)

令和4年4月22日

[市告第 256号 都市計画道路の変更（南小林線） \(PDF : 2,953KB\)](#)

令和3年度

令和3年8月24日

[市告第 355号 用途地域の変更（下香貫志下線の一部廃止に伴う変更）（PDF：1,071KB）](#)

[市告第 354号 都市計画道路の変更（八幡原線、千本香貫山線、下香貫線）（PDF：5,980KB）](#)

令和元年度

令和元年10月11日

[市告第 321号 地区計画の決定（足高地区）（PDF：2,193KB）](#)

[市告第 320号 用途地域の変更（PDF：1,403KB）](#)

令和元年6月25日

[市告第 236号 地区計画の変更（町方町・大門町・通横町地区）（PDF：1,212KB）](#)

[市告第 235号 高度利用地区の変更（PDF：4,350KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC
（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



このページに関するお問い合わせ先

都市計画部まちづくり政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話：055-934-4760

ファクス：055-933-1412

メールアドレス：mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

東駿河湾広域都市計画用途地域の変更（沼津市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（沼津市）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	その他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 131.9ha	6/10以下	4/10以下	—	—	10m	
	約 292.0ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	
	約 12.2ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	
小 計	約 436.1ha						13.7%
第一種中高層 住居専用地域	約 15.2ha	10/10以下	4/10以下	—	—	—	
	約 15.7ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	
	約 77.8ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 25.7ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 134.4ha						4.2%
第二種中高層 住居専用地域	約 358.0ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 315.7ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 673.7ha						21.1%
第一種 住居地域	約 562.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.6%
第二種 住居地域	約 252.2ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.9%
準住居地域	約 83.3ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.6%
近隣商業地域	約 95.7ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 73.8ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 169.5ha						5.3%
商業地域	約 73.0ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 32.1ha	50/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 6.7ha	60/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 111.8ha						3.5%
準工業地域	約 348.8ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.0%
工業地域	約 260.5ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.2%
工業専用地域	約 155.4ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.9%
合 計	約 3,188.2ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

「その他及び備考欄は種類の面積の合計に対する値」

理 由

ごみ焼却場の都市計画決定に併せ、本地区に将来にわたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するとともに、新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新ごみ焼却場の整備をするため、本案のとおり用途地域を変更する。

変 更 理 由

沼津市では、「第5次沼津市総合計画（R3.3月策定）」において、まちづくりの方針の一つとして「資源循環型のまちづくり」を挙げており、市民や事業者の理解と協力を得ながら、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を行い、ごみの減量に努めるとともに、環境負荷や市民への負担も少ないごみ処理システムの構築を目指している。

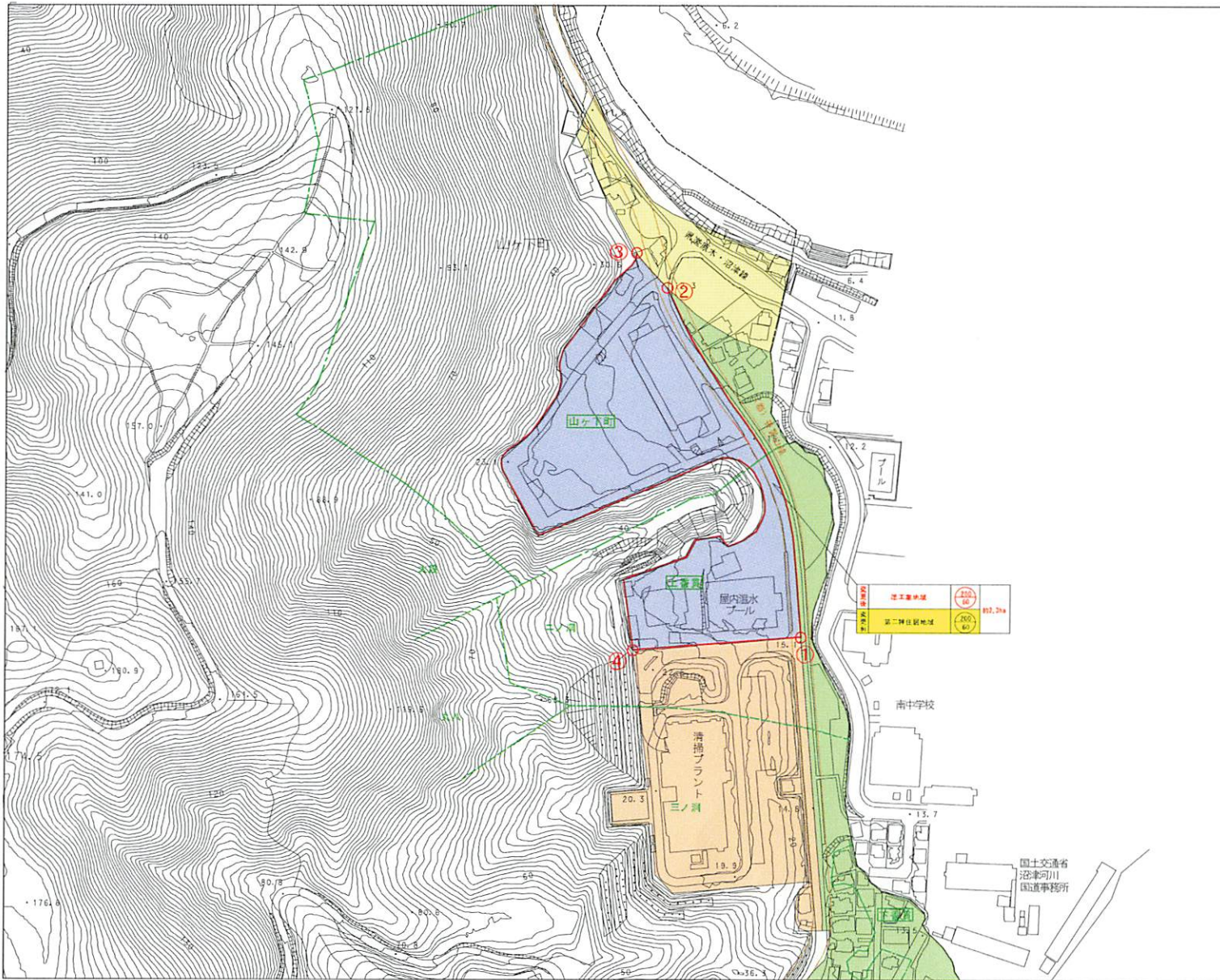
また、「第2次沼津市都市計画マスタープラン（H29.1月策定）」では、将来にわたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持するとともに、新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新ごみ焼却場の整備を推進している。

このような中において、本市のごみ焼却施設である清掃プラントは、昭和51年10月に竣工してから45年以上稼働しており、本市が実施した建築物の耐震診断では、管理棟、工場棟ともに震度5強クラスの地震に対して耐震性能を有していないと評価されたことから、早急に対策する必要がある。同様に、隣接して設置している中継・中間処理施設（リサイクル施設）も平成11年1月の竣工から20年以上が経過している。このことから、現在の施設に替わり、施設の集約による効率的なごみ処理の実現に向けて、新たな中間処理施設の整備が必要となっている。

施設位置については、浸水想定区域など災害ハザードエリアを踏まえた防災面や、道路ネットワークの整備状況等を総合的に判断し、沼津市上香貫字二ノ洞及び山ヶ下町を適地として選定した。

土地利用については、本施設が将来にわたり市民の安定した暮らしを支える重要施設であることから、施設整備には振動や臭気等の周辺住宅に対する公害への影響に十分に配慮し、本地区を住環境と共存する工業系の地域として位置づけていくため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

東駿河湾広域都市計画用途地域の変更
(沼津市決定)
計画図 S=1:1,000



1 : 1,000

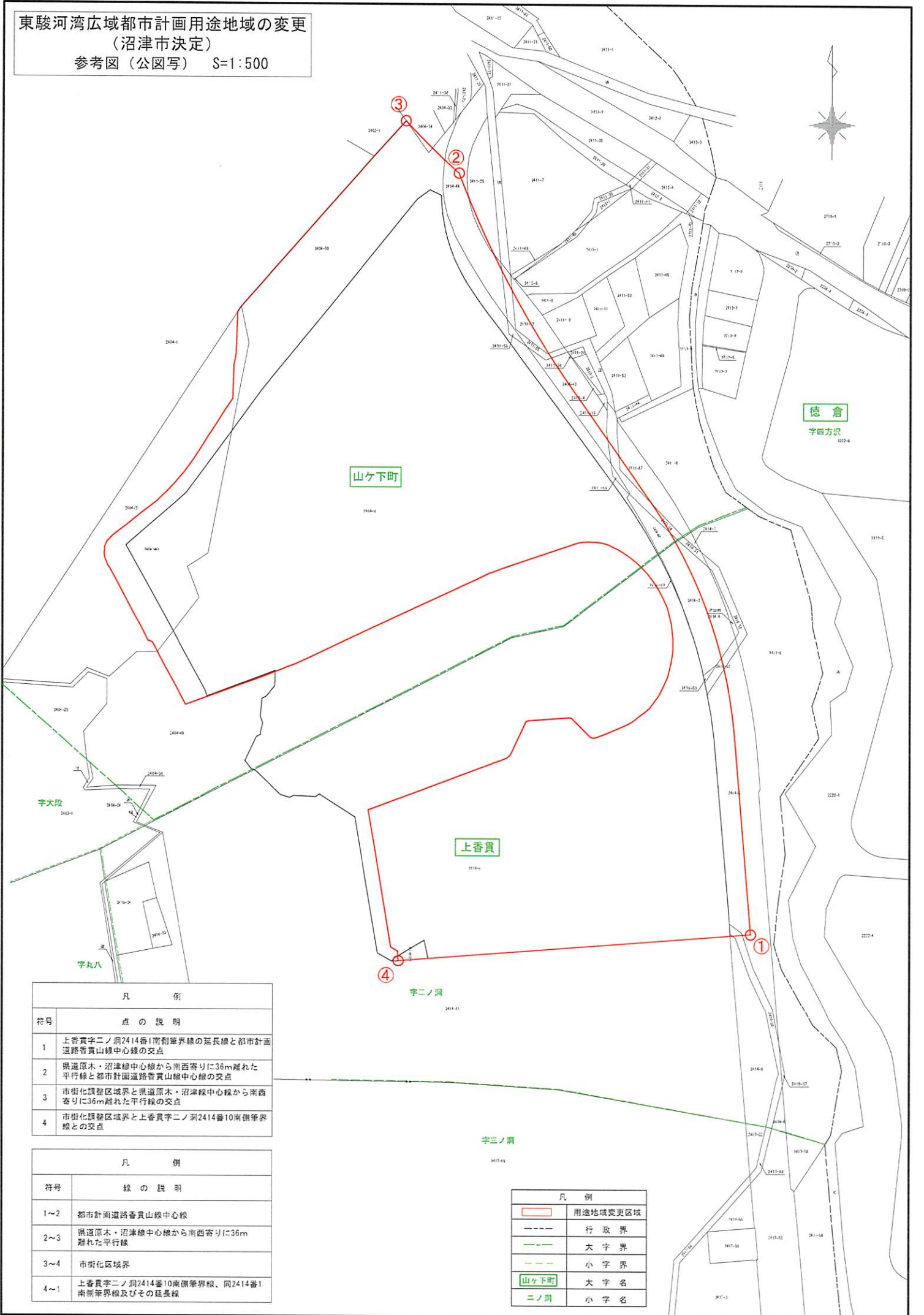


符号	凡 例
1	上書き字ニノ2414第1種側寄岸線の延長線と都市計画道路西貢山線中心線の交点 (公図等参照)
2	側道線水・沼津線中心線から南西寄りに36m離れた平行線と都市計画道路西貢山線中心線の交点
3	市街化調整区域境界と側道線水・沼津線中心線から南西寄りに36m離れた平行線の交点
4	市街化調整区域境界と上書き字ニノ2414第10種側寄岸線との交点 (公図等参照)

符号	凡 例
1~2	都市計画道路西貢山線中心線
2~3	側道線水・沼津線中心線から南西寄りに36m離れた平行線
3~4	市街化区域境界
4~1	上書き字ニノ2414第10種側寄岸線、第2414第1種側寄岸線及びその延長線 (公図等参照)

凡 例	
	用途地域変更区域
	行政界
	大字界
	小字界
	山ノ下町 大字名
	ニノ洞 小字名
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	第2種中高層住居専用地域
	準工業地域
	用途地域 (R)
	用途地域 (S)

東駿河湾広域都市計画用途地域の変更
 (沼津市決定)
 参考図(公図写) S=1:500



凡 例	
符号	点 の 説 明
1	上香貫字二ノ洞2414番1南側筆界線の延長線と都市計画道路香貫山線中心線の交点
2	県道原木・沼津線中心線から南西寄りに36m離れた平行線と都市計画道路香貫山線中心線の交点
3	市街化調整区域界と県道原木・沼津線中心線から南西寄りに36m離れた平行線の交点
4	市街化調整区域界と上香貫字二ノ洞2414番10南側筆界線との交点

凡 例	
符号	線 の 説 明
1~2	都市計画道路香貫山線中心線
2~3	県道原木・沼津線中心線から南西寄りに36m離れた平行線
3~4	市街化区域界
4~1	上香貫字二ノ洞2414番10南側筆界線、同2414番1南側筆界線及びその延長線

凡 例	
	用途地域変更区域
---	行政界
---	大字界
---	小字界
山ヶ下町	大字名
二ノ洞	小字名

第 77 号証 の 3

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（沼津市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）に 4 号沼津市新中間処理施設を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
4	沼津市新中間処理施設	沼津市上香貫 字二ノ洞、山ヶ下町	約 24,900m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

循環型社会形成推進に係る社会的要請を踏まえ、ごみ処理に伴う環境負荷のさらなる軽減を図るとともに、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、本案のとおりごみ焼却場を変更する。

変 更 理 由

沼津市では、「第5次沼津市総合計画（R3.3月策定）」において、まちづくりの方針の一つとして「資源循環型のまちづくり」を挙げており、市民や事業者の理解と協力を得ながら、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を行い、ごみの減量に努めるとともに、環境負荷や市民への負担も少ないごみ処理体制の構築を目指している。

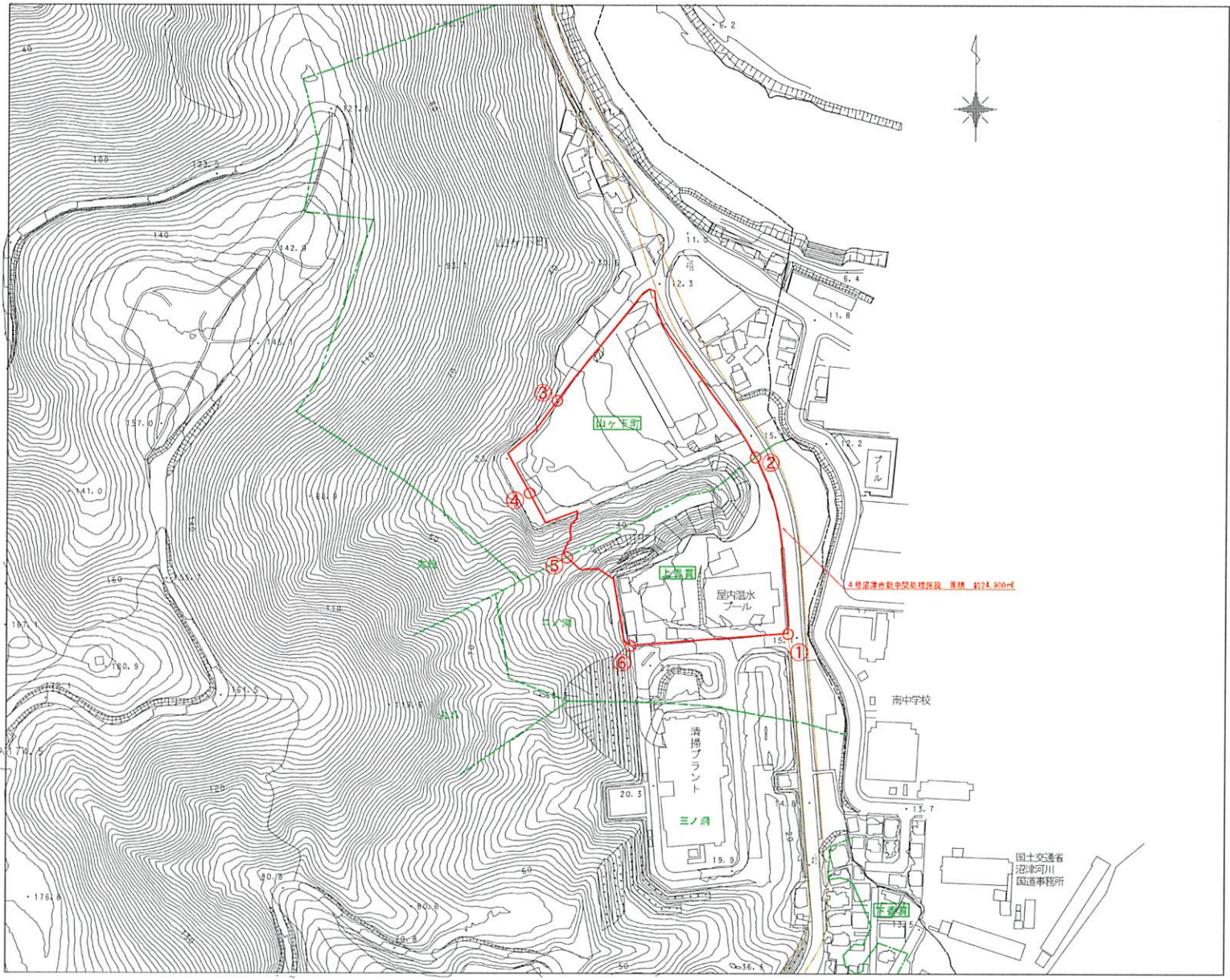
また、「第2次沼津市都市計画マスタープラン（H29.1月策定）」では、将来にわたり、安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持するとともに、新しい技術を活用した、より安全で環境負荷の少ない新ごみ焼却場の整備を推進している。

このような中において、本市のごみ焼却施設である清掃プラントは、昭和51年10月に竣工してから45年以上稼働しており、本市が実施した建築物の耐震診断では、管理棟、工場棟ともに震度5強クラスの地震に対して耐震性能を有していないと評価されたことから、早急に対策する必要がある。同様に、隣接して設置している中継・中間処理施設（リサイクル施設）も平成11年1月の竣工から20年以上が経過している。このことから、現在の施設に替わり、施設の集約による効率的なごみ処理の実現に向けて、新たな中間処理施設の整備が必要となっている。

施設位置については、浸水想定区域など災害ハザードエリアを踏まえた防災面や、道路ネットワークの整備状況等を総合的に判断し、沼津市上香貫字二ノ洞及び山ヶ下町を適地として選定した。

以上のことから、循環型社会形成推進に係る社会的要請を踏まえ、ごみ処理に伴う環境負荷のさらなる軽減を図るとともに、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、本案のとおりごみ焼却場を変更する。

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
 (一般廃棄物処理施設)の変更
 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
 計画図 S=1:1,000



凡例	凡例
符号	点の説明
1	上等貫字ニノ洞2414番1の境界線 (公図写参照)
2	上等貫字ニノ洞2414番1と山ヶ下町2404番2との境界線 (公図写参照)
3	山ヶ下町2404番3と同2404番40との境界北端 (公図写参照)
4	山ヶ下町2404番3と同2404番40との境界南端 (公図写参照)
5	上等貫字ニノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との境界西端 (公図写参照)
6	上等貫字ニノ洞2414番1と同2414番10との境界西端 (公図写参照)

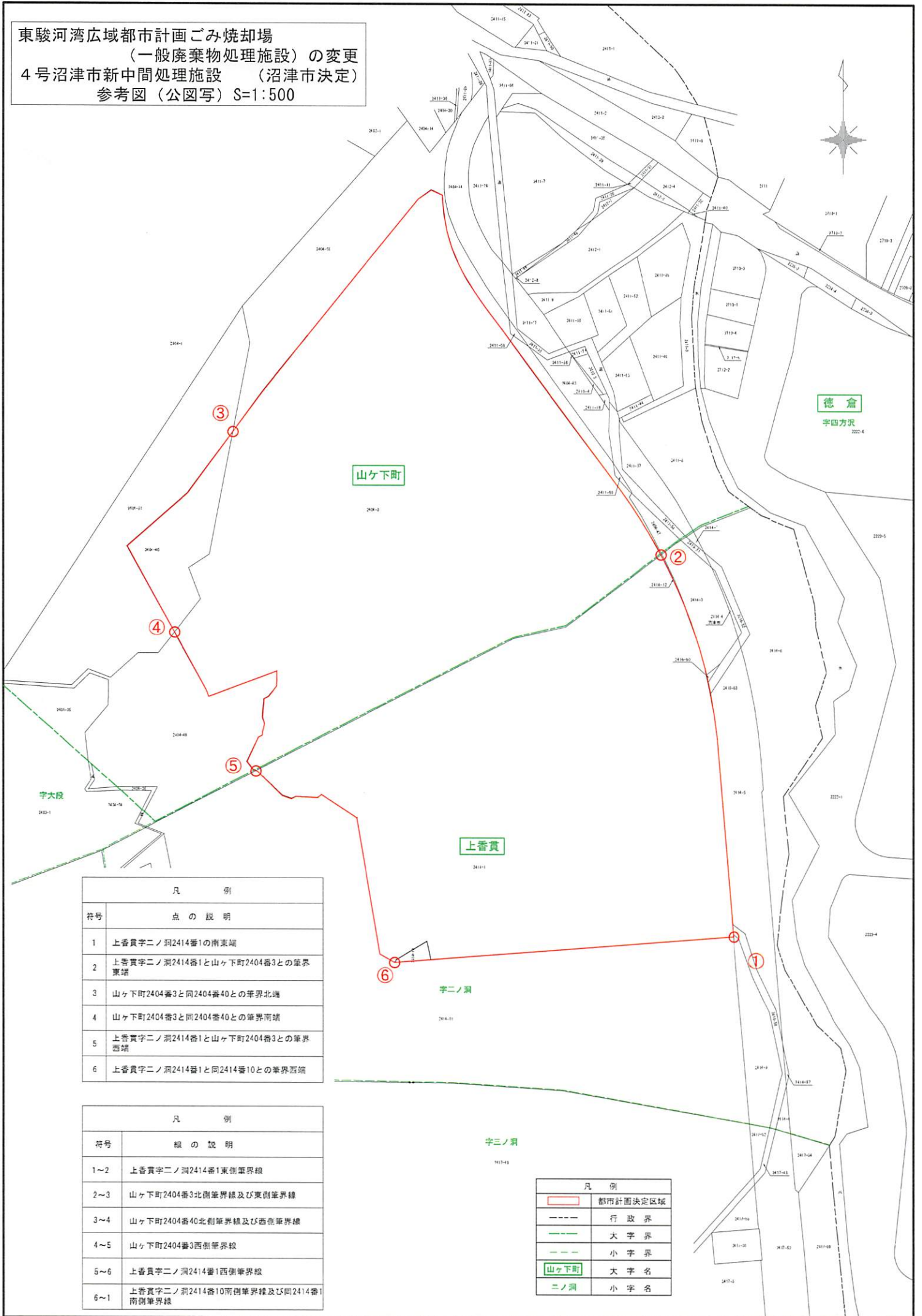
凡例	凡例
符号	線の説明
1~2	上等貫字ニノ洞2414番1東側境界線 (公図写参照)
2~3	山ヶ下町2404番3北側境界線及び東側境界線 (公図写参照)
3~4	山ヶ下町2404番40北側境界線及び西側境界線 (公図写参照)
4~5	山ヶ下町2404番3西側境界線 (公図写参照)
5~6	上等貫字ニノ洞2414番1西側境界線 (公図写参照)
6~1	上等貫字ニノ洞2414番10南側境界線及び同2414番1南側境界線 (公図写参照)

凡例	
	都市計画決定区域
----	行政区界
----	大字界
----	小字界
	山ヶ下町
	三ノ洞

1 : 1,000



東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
 (一般廃棄物処理施設)の変更
 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
 参考図(公函写) S=1:500



凡 例	
符号	点 の 説 明
1	上香貫字二ノ洞2414番1の南東端
2	上香貫字二ノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との筆界東端
3	山ヶ下町2404番3と同2404番40との筆界北端
4	山ヶ下町2404番3と同2404番40との筆界南端
5	上香貫字二ノ洞2414番1と山ヶ下町2404番3との筆界西端
6	上香貫字二ノ洞2414番1と同2414番10との筆界西端

凡 例	
符号	線 の 説 明
1~2	上香貫字二ノ洞2414番1東側筆界線
2~3	山ヶ下町2404番3北側筆界線及び東側筆界線
3~4	山ヶ下町2404番40北側筆界線及び西側筆界線
4~5	山ヶ下町2404番3西側筆界線
5~6	上香貫字二ノ洞2414番1西側筆界線
6~1	上香貫字二ノ洞2414番10南側筆界線及び同2414番1南側筆界線

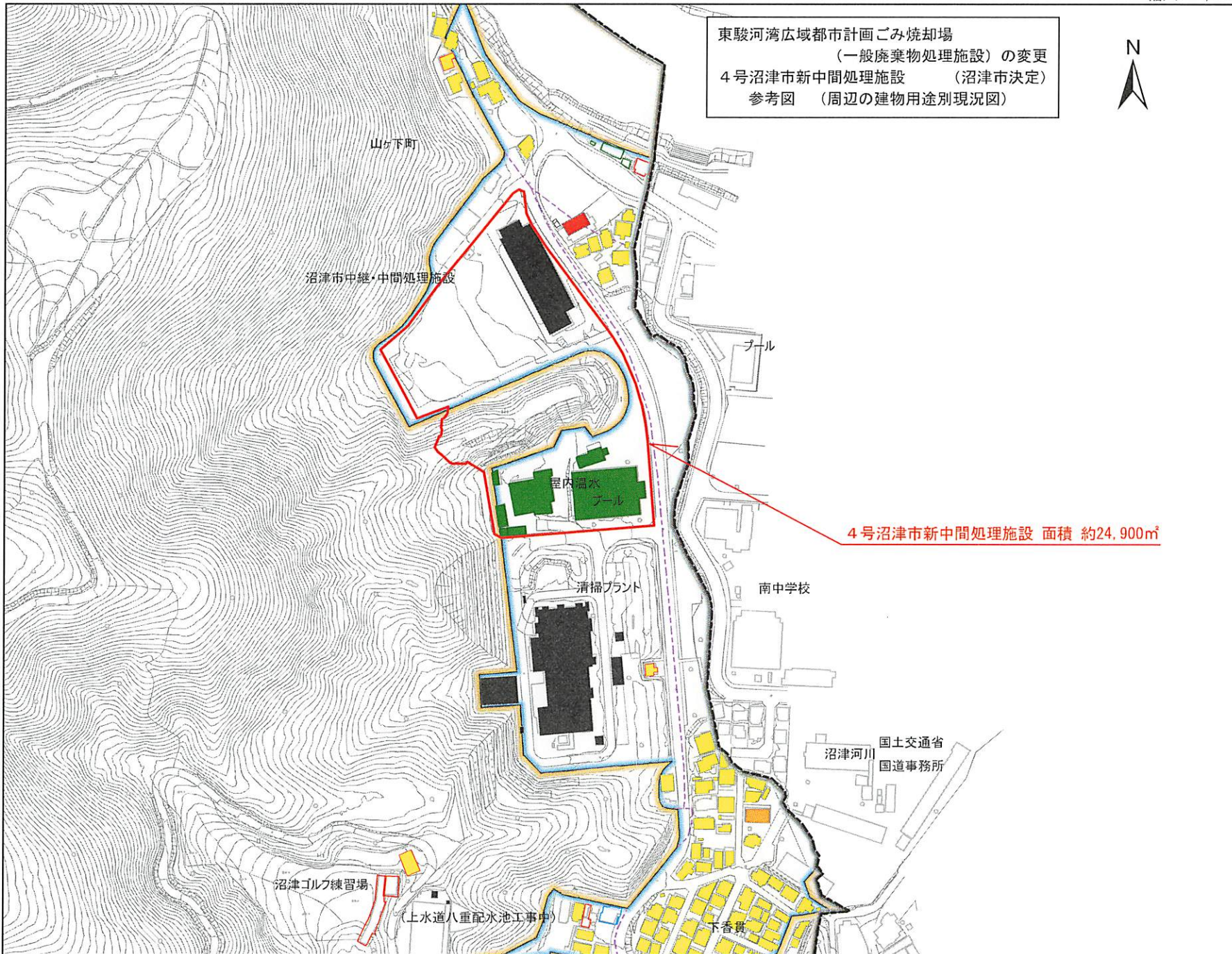
凡 例	
	都市計画決定区域
	行政界
	大字界
	小字界
	山ヶ下町
	二ノ洞

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
(一般廃棄物処理施設)の変更
4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
参考図 (周辺の建物用途別現況図)



R03_建物用途別現況調査

- 建物用途
- 1, 住宅
 - 2, 共同住宅
 - 3, 店舗併用住宅
 - 8, 業務施設
 - 10, 商業施設(B)
 - 20, 文教厚生施設(A)
 - 21, 文教厚生施設(B)
 - 23, 運輸倉庫施設(B)
 - 28, 家内工業施設
 - 32, その他

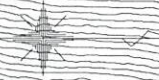


4号沼津市新中間処理施設 面積 約24,900㎡

区域界

- 都市計画決定区域
- 沼津市_行政界
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 用途地域境界線

東駿河湾広域都市計画ごみ焼却場
 (一般廃棄物処理施設)の変更
 4号沼津市新中間処理施設 (沼津市決定)
 参考図 (配置計画図)



凡例

- 都市計画決定区域
- 新中間処理施設
- 計量棟
- 受変電棟
- 洗車場
- 駐車場
- 調整池
- 緑地

敷地概要	
敷地面積	約24,900㎡
緑地	10%以上

新中間処理施設

- ・ごみ焼却施設
- ・リサイクル施設
- ・管理、見学施設
- ・プラットフォーム
- ・自己搬入ヤード

※本配置計画は参考であるため
 実際の計画とは異なる場合があります。

2025年03月11

日

総合政策

環境影響評価法の一部を改正する法律案の閣議決定について

「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が本日3月11日（火）に閣議決定されましたので、お知らせします。本法律案は第217回通常国会に提出する予定です。

■ 法改正の背景

環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法として、1997年（平成9年）に制定されました。

環境影響評価法の施行から四半世紀以上が経過し、近年、環境影響評価手続（アセス手続）の対象となる工作物についても建替えの時期を迎える事業が見られるようになってきていますが、現行の環境影響評価法には、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに関する規定がなく、新規事業と同様の手続を課している状況にあります。

また、現行の環境影響評価法に基づき、事業者は環境影響評価に関する書類（アセス図書）を作成し、公表していますが、その期間は概ね1ヶ月程度に限られており、後続事業のアセス手続等に十分に活用できていないといった課題も明らかになってきているところです。

本法律案は、このような背景を踏まえ、建替えに関するアセス手続の見直し、アセス図書を環境大臣が継続公開する規定の整備等を行うものです。

■ 法律案の概要






事業者が、既存の工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施しようとする場合には、配慮書の記載事項のうち事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価に関するものに代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえた環境の保全のための配慮の内容を明らかにするものとします。

また、環境大臣は、あらかじめ、事業者の同意を得た上で、事業者が作成したアセス図書を公開することができることとします。

■ 施行期日

本法については、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとします。

添付資料

- ▶ 別添1【概要】環境影響評価法の一部を改正する法律案[PDF 388KB] 
- ▶ 別添2【要綱】環境影響評価法の一部を改正する法律案[PDF 59KB] 
- ▶ 別添3【案文・理由】環境影響評価法の一部を改正する法律案[PDF 80KB] 
- ▶ 別添4【新旧対照条文】環境影響評価法の一部を改正する法律案[PDF 156KB] 
- ▶ 別添5【参照条文】環境影響評価法の一部を改正する法律案[PDF 149KB] 

連絡先

環境省大臣官房環境影響評価課

代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8236
課長	川越 久史
課長補佐	澁谷 潤
課長補佐	治 健太
係長	未永 信介
担当	勝又 天

環境影響評価法の一部を改正する法律案要綱

第一 環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し

既存工作物（第二条第二項第一号イからへまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であつて現に存するものをいう。以下同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、第三条の三第一項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないものとする。こと。（第三条の三第二項関係）

一 事業実施想定区域

二 当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

第二 環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が次の一から五までに掲げる手続を経たときは、一から五までに掲げる書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとする。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならないものとする。

(第五十二条関係)

一 第三条の四第一項(第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた配慮書

二 第七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価方法書

三 第十六条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価準備書

四 第二十七条(第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公表 当該公表がされた環境影響評価書

五 第三十八条の三第一項(第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公

表 当該公表がされた報告書

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(附則第一条関係)

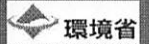
二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

。 (附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第五条関係)

環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要



工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、アセス手続の対象となる**工作物も建替えの時期**を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない**建替えに対する規定がなく**、新規事業と同様に、事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、**適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能**。
- 現行法に基づく**事業者によるアセス図書の公表期間は概ね1か月程度**に限られており、後続事業者における効果的なアセスの実施や近隣の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、**既存のアセス図書の情報を十分に活用できない**。

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- **建替事業※に係る配慮書（建替配慮書）**については、位置が大きく変わらないことから、**事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする**。
※既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業。

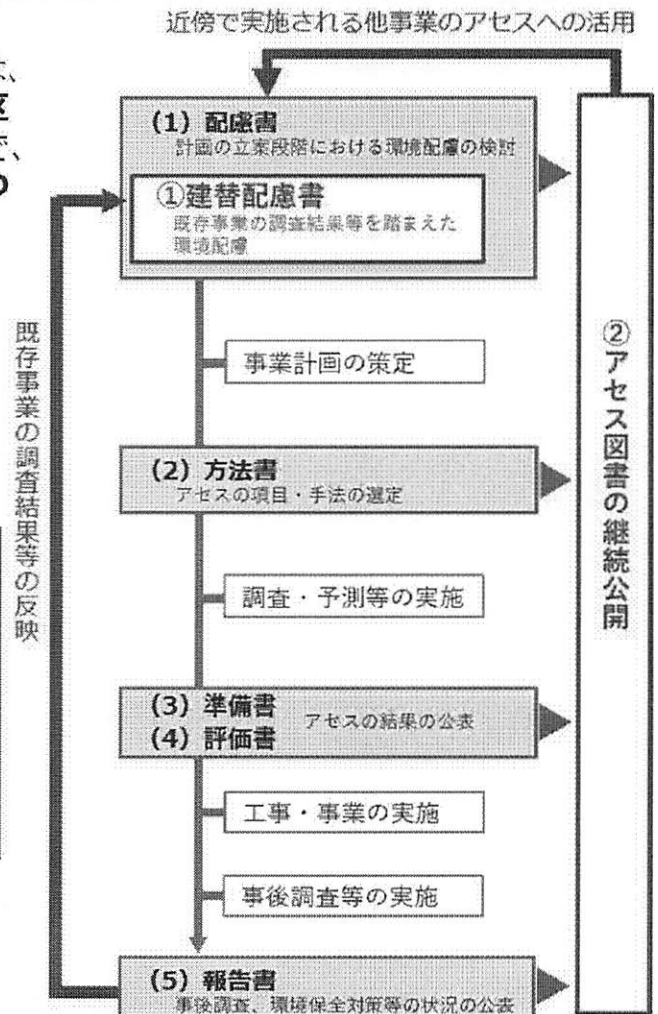
- **環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項を含め、建替配慮書に対する意見を述べることを可能とする**。

建替事業の場合

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 (既存事業の環境影響を踏まえ、具体的な環境配慮を記載)
環境大臣意見の提出	○あり	○あり

② アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧期間後においても、**環境大臣がアセス図書を入手した上で、インターネットにより継続公開することを可能とする**。



※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

<施行期日> 公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日

ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日

廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル

ごみ焼却施設

し尿処理施設

マテリアルリサイクル推進施設

平成 22 年 3 月

(令和 3 年 4 月改訂)

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

第 I 編 ごみ焼却施設

目 次

第 1 章 総則	
1.1 目的	I -1
1.2 用語の定義.....	I -3
1.3 単位の説明.....	I -7
1.4 交付金利用の流れ.....	I -9
第 2 章 基幹的設備改良事業の交付要件	
2.1 延命化計画.....	I -14
2.2 基幹改良 CO ₂ 削減率及び CO ₂ 排出量	I -15
2.3 メタンガス化施設の熱利用率	I -19
2.4 全連続運転.....	I -21
2.5 災害廃棄物処理体制の強化	I -22
2.6 施設保全計画.....	I -25
2.7 交付対象設備.....	I -26
第 3 章 技術解説	
3.1 エネルギー回収対策.....	I -46
3.2 省エネルギー対策.....	I -71
3.3 ケーススタディ.....	I -80
第 4 章 その他	
4.1 資格要件	I -100
4.2 売電を行う場合の留意点	I -103
4.3 CO ₂ 削減効果の検証方法.....	I -107
参考資料	I -113

第1章 総則

1.1 目的

平成 22 年度より、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設又はし尿処理施設）の基幹的設備改良事業を「循環型社会形成推進交付金」に追加し、施設の長寿命化及び地球温暖化対策を推進してきた。

平成 27 年度より、災害対策や地球温暖化対策の強化を図るため、基幹的設備改良事業について所要の見直しを行った。これを踏まえ、本マニュアルは、基幹的設備の改良に関する情報を市町村等に提供することにより、一般廃棄物処理施設における長寿命化、地球温暖化対策及び災害対策を総合的に推進するほか、自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備推進を目的とする。

【解 説】

- 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月閣議決定）（以下「施設整備計画」という。）には、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を推進することを示している。また、持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備として、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るべき旨が示されているところである。
- 市町村等のごみ焼却施設の築年数ごとの分布によれば、平成 30 年度末時点でごみ焼却施設 1,082 施設の内、築年数 30 年を超える施設が 181 施設、築年数 40 年を超える施設が 35 施設ある。ダイオキシン類対策のため平成当初以降に整備したごみ焼却施設も更新時期を迎え、これまで耐用年数とされてきた 20 年を大幅に超える施設が多数あるが、今後も発生しうる大規模災害への対策を強化するために、緊急時にも重要インフラ施設となる廃棄物処理施設は、老朽化した施設の更新・改良を適切なタイミングで進める必要がある。
- 基幹的設備改良事業の導入効果として、施設性能を維持しつつ延命化することによって既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担が平準化・軽減することが期待されると同時に、最新型設備による省エネルギー対策、高効率なエネルギー回収等により、より一層の地球温暖化対策が推進されるとともに、災害廃棄物処理体制の強化、地域のエネルギーセンターとしての活用についても期待できるようになる。

1.2 用語の定義

本マニュアルにおいて使用する用語を、以下のとおり説明する。

1) 基幹的設備改良（基幹改良）事業

燃焼（溶融）設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業。交付対象となる事業には、単なる延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などCO₂削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められる。

なお、建築物を除く施設の設備・機器を全て更新する「大規模リフォーム（リニューアル）」は、「新設」として扱うため本事業には当たらない。

2) スtockマネジメント

廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設ほか）などの社会資本のStockにおいて、求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（施設が建設～稼動～廃止されるまでに費やされる建設費、管理費、解体費などの生涯費用総計）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

3) 長寿命化総合計画

自治体等が定めるStockマネジメントに関する具体的な計画で、「施設保全計画」と「延命化計画」により構成される。施設保全計画は、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集、整備」、「保全方式の選定」、「機器別管理基準の設定、運用」、「設備・機器の劣化、故障、寿命の予測」に関する計画をいい、また、延命化計画とは、適切な保全計画の運用に加えて必要となる基幹的設備や機器の更新整備などの延命化対策に関する計画を指す。

なお、施設の長寿命化に当たっては、施設単位の観点だけでなく、地域単位の観点から必要な施設について長寿命化を図ることにより、施設の更新時に、地域における他の施設と計画的に集約化することを検討できるようになり、地域事情を勘案した上で広域的な調整を図るなど、総合的な長寿命化計画を検討することが期待される。

4) 循環型社会形成推進地域計画

循環型社会形成推進交付金の申請の際に必要な計画で、単に「地域計画」と呼ばれることもある。対象地域（市町村名、面積、人口）、計画期間、計画の目的などの基本事項に加え、一般廃棄物等の処理の現状と目標（排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量）などの項目の記載が求められている。